

香川県人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月26日

香川県人事委員会委員長 東 条 正 幸

香川県人事委員会規則第31号

香川県人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則

香川県人事委員会事務局の組織等に関する規則（昭和47年香川県人事委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(専決) 第6条 略 2 略 (1) 課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある者の年次休暇、病気休暇（公務又は通勤による負傷又は疾病に係るものを除く。）<u>、特別休暇及び介護時間並びに部分休業の承認等</u>をすること。 (2)・(3) 略</p>	<p>(専決) 第6条 略 2 事務局次長は、次に掲げる事項を専決することができる。 (1) 課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある者の年次休暇、病気休暇（公務又は通勤による負傷又は疾病に係るものを除く。）<u>及び特別休暇並びに部分休業の承認等</u>をすること。 (2)・(3) 略</p>

附 則

この規則は、平成29年1月1日から施行する。